

簡易保険団体割引制度に係る取扱い方法の変更に対する意見書

日本郵政公社は、簡易保険団体割引制度に係る今後の取扱い方法を突然変更し、連合町内会単位での払込団体については今年 9 月末までに解散するようこの申し入れを行っている。

しかしながら、札幌市内における本制度の運用にあたっては、単位町内会を母体とする払込団体を、郵便局からの働きかけにより、連合町内会を母体とした払込団体に変更したという歴史的経過がある。その経過を無視し、一方的な説明のみで取扱い方法を変更しようとする事は、これまで築いてきた郵便局と地域の協力・信頼関係を根底から覆すものである。

また、払込団体に対する手数料は、地域の貴重な活動財源となっており、今回の公社の案が強行された場合、連合町内会の収入に大きな打撃があり、地域活動に甚大な影響を与える。

よって、政府においては、日本郵政公社に今日までの経過を的確に踏まえたうえで、現在提案している取扱い方法の変更を速やかに撤回し、従来通りの制度適用を実施させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年（2006 年）6 月 13 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）全議員